

米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する意見書

平成20年10月31日、午前10時2分頃、米国原子力潜水艦ロサンゼルス級ブレマートンが休養、補給、維持の目的のためホワイトビーチに寄港したが、復帰後2番目の長期となる9日間も停泊した後、11月9日に出港した。その後も、ホワイトビーチにはハンプトンが2回、事前の通報なしに寄港していたことが明らかになったプロヴィデンス、さらには巡航ミサイルを装備した米海軍最大級の原子力潜水艦オハイオが初めて寄港し2日後に再度入港するなど、連日のように原潜の寄港が相次いでいる。

今年になって、原潜の寄港は36回と過去最多の寄港となった昨年の24回を大きく上回っており、寄港頻度が突出して増えている状況は異常である。しかも、寄港増の要因については「米軍の運用上の理由」で明らかにされないままであり、到底容認できるものではない。

本市議会は、8月7日に明らかになった米国原子力潜水艦ヒューストンの冷却水漏れ事故に対して、その事故原因の究明と詳細についての説明、原潜の寄港に反対すること等を強く求め要請行動等をこれまで展開してきたところであるが、詳細な説明がないまま、相次いで原潜が寄港したことは、市民や県民を不安に陥れる全くの住民軽視であり、日米両国政府の責任は重大である。

このことは、平成17年10月に「非核平和都市」を宣言したうるま市議会としても、引き続き国是である非核三原則を踏まえ、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第25条の日米合同委員会において、米国原子力軍艦の寄港に反対する旨の議題を取り上げ、同協定第27条を適用して、今後いかなる理由があるにせよ、すべての原子力軍艦を寄港させないよう確実に改定することを強く求めるものである。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産と生活環境を守る立場からホワイトビーチへの度重なる原潜の寄港に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

1. ホワイトビーチへ米国原子力軍艦を寄港させないこと。
2. 米国原子力潜水艦の寄港については明確な説明責任を果たすこと。
3. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年11月17日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	外務大臣
防衛大臣	沖縄及び北方対策担当大臣	外務省沖縄担当大使	
沖縄防衛局長	沖縄県知事	沖縄県議会議長	